

石巻市監査委員告示第13号

令和3年4月27日付け石巻市監査委員告示第10号で公表した総務部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和3年5月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿
石巻市監査委員 清 水 俊 雄 殿
石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗 殿

石巻市長 齋 藤 正 美

監査結果に係る措置について（通知）

令和 3 年 4 月 2 7 日付け 2 石監第 4 7 号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
<p>管財課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>(1) 行政財産目的外使用許可に伴う使用料算定において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 使用料算定における消費税の誤り</p> <p>次の行政財産目的外使用許可に係る使用料算定における消費税について、本来使用（許可）期間分の使用料に乗じて算定すべきものを、年間分の使用料に乗じて算定し加算していた。</p> <p>・ 穀町 56 番 5 ほか（市役所庁舎屋上） 使用（許可）期間：令和 2 年 7 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日</p> <p>誤算定額：37,420 円 （使用料 33,022 円＋税 4,398 円） 正算定額：36,324 円 （使用料 33,022 円＋税 3,302 円） 差 額：1,096 円（過大徴収）</p> <p>イ 建物使用料に係る算定基礎額</p> <p>庁舎使用許可に係る建物使用料算定の</p>	<p>管財課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>(1)</p> <p>ア 今回指摘を受けました行政財産目的外使用許可に係る使用料算定において、消費税額を過大徴収したことにつきましては、納入者に説明のうえ、還付いたしました。</p> <p>今後は、再発防止に向けて、複数の職員により確認作業を徹底するなど、事務処理のチェック機能体制の確保を図り、適正な財産管理に努めてまいります。</p> <p>イ 今回指摘を受けました庁舎使用許可に係る建物使用料算定の基礎額が一事例に</p>

基礎額が一事例において異なっていた。今後は合理的な基礎額を用い、適正に使用料の算定を行うこと。

なお、各事例の算定の基礎（建物分）の範囲と使用料単価は、次のとおりであり、事例1は、許可に関係ない6階（議場等）及び駐車場を含めて算定の基礎の範囲として捉えたことで、他事例より単価（円/㎡）が低く算定された。

また、事例2から事例7までの建物面積には駐車場等の面積も含まれているが、庁舎部分のみの面積及び時価額を用い、単価（円/㎡）を算定するのが適当である（この点は結果に影響しない）。

において異なっていたことにつきまして、今後は、統一した算定基礎を用い使用料を算定いたします。また、算定基礎を合理的なものとするため、算定の基礎となる建物の範囲について、実際に使用許可している箇所の建物のみを算定基礎とする取扱いに改めます。

No.	算定の基礎（建物分）の範囲と使用料単価（減免前）			
	区分	建物面積（㎡）	時価額（円）	単価（円/㎡）
1	庁舎	20,153.33	3,047,636,945	—
	6階（議場等）	1,424.36	115,494,604	—
	駐車場	11,012.55	222,844,277	—
	計	32,590.24	3,385,975,826	6,233
2	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073
3	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073
4	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073
5	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073
6	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073
7	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073

No.	使用場所、使用面積、減免率及び使用料			
	使用場所	使用面積（㎡）	減免率	使用料（円）
1	庁舎6階	57.80	75%	136,956
2	庁舎5階	77.37	—	974,976
3	庁舎1階	0.96	50%	6,277
4	庁舎5階	0.96	50%	6,277
5	庁舎5階	0.96	50%	6,277

6	庁舎1階	65.00	50%	425,034
7	庁舎屋上	3.70	-	37,420

備考1 単価（円／㎡）は、公有財産貸付料等算定基準（平成30年度～32年度）（以下「基準」と表記）に基づき、時価額に100分の6を乗じ、建物面積で除して得た額である。

2 使用料には、基準に基づき、一定額（43,319円×使用面積×利用目的による算定率×減免率）が加算されている。

(2) 普通財産（土地）貸付に伴う貸付料算定において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。

ア 月割り又は日割り貸付料の考え方

貸付期間が1年未満である場合又は貸付期間に1か月未満の日数がある場合は、貸付期間に応じ、月割り又は日割りで計算することとなる。

そして、1か月未満の貸付期間（以下「端日数」と表記）が生じない月単位で貸す場合は、年額貸付料を貸付期間（月数）に応じ月割りで計算するのが合理的であり、計算者による恣意的な月割り又は日割りの選択を可とするものではない。

また、端日数が生じる月の貸付料については、当該端日数に応じ日割りで計算することが合理的である。

(ア) 貸付期間が1年に満たない場合の月単位で貸す場合の貸付料の計算

月単位で貸す場合の貸付料について、年額貸付料を貸付期間に応じ月割りで計算する事例と日割りで計算する事例が混在していた。

なお、次に掲げる事例は、月割り計算すべきところ、日割り計算し、貸付料を算定したものである。

(2)

ア 今回指摘を受けました普通財産（土地）貸付に伴う貸付料の算定につきましては、石巻市行政財産目的外使用許可等処理基準に基づき処理をしていたところではありますが、端日数が生じた場合の計算方法が明確でなく、処理方法が統一されていなかったことが要因です。

今後は、貸付期間が1年未満の場合、端日数が生じる月については月額を日割りで、それ以外の月については月割りで計算する方法に統一いたします。

また、行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料計算チェックリストに下記のとおり例示を記載し、取り扱いを統一するよう全庁に周知し、適正な財産管理に努めてまいります。

(例示)

貸付期間：令和2年9月16日から

令和3年3月31日までの場合

令和2年9月16日から令和2年9月30日までは月額を日割り、令和2年10月1日から令和3年3月31日までは月割りで計算する。

<p>・湊字鹿妻山 1 番 3 貸付期間：令和 2 年 3 月 1 日 ～同年 6 月 30 日</p> <p>(イ) 端日数が生じる事例の貸付料の計算</p> <p>端日数が生じる事例の貸付料について、端日数が生じない月を含め、全て年額貸付料を貸付期間に応じ日割りで計算した事例が見られた。</p> <p>なお、次に掲げる事例は、貸付けの全期間を日割り計算し貸付料を算定したものである。</p> <p>・沢田字平形山 11 番 3 の一部 貸付期間：令和 2 年 9 月 16 日 ～令和 3 年 3 月 31 日 令和 2 年 7 月 13 日 ～同年 9 月 15 日</p> <p>・沢田字平形山 11 番 1 の一部 貸付期間：令和 2 年 9 月 16 日 ～令和 3 年 3 月 31 日</p> <p>・泉町四丁目 54 番 3 の一部 貸付期間：令和 2 年 7 月 20 日 ～同年 8 月 31 日</p> <p>イ 貸付料の過大請求</p> <p>令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 26 日までの間貸し付けている次に掲げる普通財産の貸付料を 6 か月の月割りで計算していた。令和 3 年 3 月に係る貸付料については、上記アを踏まえ、端日数に応じて日割りで計算すること。</p> <p>・湊字隠里山 2 番 2 ・湊字大門崎山 9 番 2</p>	<p>イ 今回指摘を受けました貸付料の過大請求につきましては、端日数が生じる月まで貸付期間を月割りで算定し過大徴収したことを、納入者に説明のうえ、還付いたしました。</p> <p>今後は、再発防止に向けて、複数の職員により確認作業を徹底するなど、事務処理のチェック機能体制の確保を図り、適正な財産管理に努めてまいります。</p>
<p>危機対策課 【財産管理事務】</p> <p>(1) 備品管理において、保管状況を試査したところ、次のとおり不適正な事務処理が見</p>	<p>危機対策課 【財産管理事務】</p> <p>(1) 今回指摘を受けました廃棄登録（処理）漏れの備品と所在が確認できない備品が</p>

られた。備品台帳に登録されている全ての備品の実態を把握し、適正に管理すること。

- ア 廃棄登録（処理）漏れの備品 16件
- ・備品番号 1010061（カメラ／2005年購入）
 - ・備品番号 2002894（パソコン／2006年購入）
 - ・備品番号 2008881（デジタル印刷機／2007年購入）
 - ・備品番号 2018831～2018833（携帯電話機／2009年購入）
 - ・備品番号 2033041～2033050（携帯電話機／2010年購入）
- イ 所在が確認できない備品 5件
- ・備品番号 2048016・2048017（カメラ／2011年寄贈）
 - ・備品番号 2053037（マイクロフォンケーブルタイプSW付2012年購入）
 - ・備品番号 3000104・3000105（環境放射線測定器／2012年購入）

【基本的事項】

- (1) 郵便発送簿記載の残高と郵便切手等の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。

郵便発送簿の残高	39,721円
郵便切手等の残高	9,121円
差額	30,600円 (現物過少)

存在していた原因につきましては、備品台帳に登録されている備品の所在を含めた実態を把握しきれず、適正に管理できていなかったことによるものです。

今後は、備品台帳に登録されている全ての備品の実態を把握し、その結果を令和3年9月30日（木）までにご報告いたします。

なお、指摘を受けました「ア 廃棄登録（処理）漏れの備品 16件」につきましては、16件全て廃棄登録（処理）済みであり、「イ 所在が確認できない備品 5件」につきましては、5件全ての所在を確認済みです。

【基本的事項】

- (1) 今回指摘を受けました郵便発送簿記載の残高と、郵便切手等の残高に差が生じていた原因につきましては、郵便発送簿への記載漏れによるものです。

今後は、使用の都度、郵便発送簿残高と現物の確認を複数の職員によるチェックを行い、再発防止に取り組んでまいります。